

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

法案概要

- 人事院は令和3年8月10日、官民比較に基づき、一般職の国家公務員のボーナス改定（引下げ）について、国会及び内閣に対し勧告（月例給については、改定の必要なしとの報告）
- 政府は、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

1 特別給(ボーナス)の改定

一般の職員 年間4.45月分 → 4.30月分 (0.15月分引下げ)

指定職職員 年間3.35月分 → 3.25月分 (0.10月分引下げ)

※ 昨年12月ボーナス引下げ相当額は本年6月ボーナスで調整

2 施行期日 公布の日

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百二十（特定管理職員にあつては百分の百、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十二・五）に引き下げる。また、再任用職員の期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の六十七・五（特定管理職員にあつては百分の五十七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の三十二・五）に引き下げる。

（法第一条の規定による改正後の第十九条の四第二項及び第三項関係）

第二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百六十二・五に引き下げる。（法第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七条第二項及び法第二条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後的一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八条第二項関係）

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。
- 二 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。